

新型コロナウイルス感染症対策本部（第78回） （持ち回り開催）

日時：令和3年10月8日（金）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告案

新型コロナウイルス感染症
緊急事態宣言の実施状況に関する報告（案）

令和3年10月

第1 はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「四 特定都道府県知事及び特定市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を政府対策本部長に報告すること。政府対策本部長は、報告を受けた事項を取りまとめ、緊急事態宣言の実施状況について、適時に国会に報告すること。」（令和2年3月11日衆議院内閣委員会）及び「五 特定都道府県知事及び特定市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を政府対策本部長に報告すること。政府対策本部長は、報告を受けた事項を取りまとめるとともに、緊急事態宣言の実施状況について、適時に国会に報告すること。」（令和2年3月13日参議院内閣委員会）とされている。

令和2年6月4日には、両附帯決議に基づき、同年4月7日から同年5月25日までの期間における、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況について、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告」（令和2年6月）として取りまとめ、国会に報告した。

本報告は、両附帯決議に基づき、令和3年1月8日から同年3月21日までの期間の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（本報告においてこの宣言を「第2回緊急事態宣言」という。）及び令和3年4月25日から同年9月30日までの期間の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（本報告においてこの宣言を「第3回緊急事態宣言」という。）における、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況についてまとめたものである。

第2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る経緯等

1 第2回緊急事態宣言に係る経緯等

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年1月7日発出）

令和3年1月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症^(注1)に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。緊急事態措置を実施すべき期間を、令和3年1月8日から同年2月7日までとし、緊急事態措置を実施すべき区域を、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県^(注2)の4都県とすることとした。

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和3年1月13日発出）

令和3年1月13日に、緊急事態措置を実施すべき区域に、同月14日から、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の7府県を追加し、緊急事態措置を実施すべき区域を、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の11都府県とすることとした。

- (3) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（令和3年2月2日発出）

令和3年2月2日に、緊急事態措置を実施すべき期間を同年3月7日まで延長するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域を、同年2月8日から、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県とすることとした。

- (4) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和3年2月26日発出）

令和3年2月26日に、緊急事態措置を実施すべき区域を、同年3月1日から、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都府県とすることとした。

- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長（令和3年3月5日発出）

令和3年3月5日に、緊急事態措置を実施すべき期間を同月21日まで延長し、緊急事態措置を実施すべき区域を、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都府県とすることとした。

- (6) 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了（令和3年3月18日発出）

令和3年3月18日に、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同月21日をもって、緊急事態を終了することとした。

2 第3回緊急事態宣言に係る経緯等

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年4月23日発出）

令和3年4月23日に、特措法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症^(注1)に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。緊急事態措置を実施すべき期間を、令和3年4月25日から同年5月11日までとし、緊急事態措置を実施すべき区域を、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の4都府県とすることとした。

- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（令和3年5月7日発出）

令和3年5月7日に、緊急事態措置を実施すべき期間を同月31日まで延長するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域に、同月12日から、愛知県及び福岡県の2県を追加し、緊急事態措置を実施すべき区域を、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の6都府県とすることとした。

- (3) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和3年5月14日発出）

令和3年5月14日に、緊急事態措置を実施すべき区域に、同月16日から、北海道、岡山県及び広島県の3道県を追加し、緊急事態措置を実施すべき区域を、北海

道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県の9都道府県とすることとした。

(4) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（令和3年5月21日発出）

令和3年5月21日に、緊急事態措置を実施すべき期間を同年6月20日まで延長するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域に、同年5月23日から、沖縄県を追加し、緊急事態措置を実施すべき区域を、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の10都道府県とすることとした。

その際、緊急事態措置を実施すべき期間を、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県については令和3年5月31日まで、沖縄県については同年6月20日までとした。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長（令和3年5月28日発出）

令和3年5月28日に、緊急事態措置を実施すべき期間を、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について同年6月20日まで延長した。

(6) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（令和3年6月17日発出）

令和3年6月17日に、緊急事態措置を実施すべき期間を同年7月11日まで延長し、緊急事態措置を実施すべき区域を、同年6月21日から、沖縄県の1県とすることとした。

(7) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（令和3年7月8日発出）

令和3年7月8日に、緊急事態措置を実施すべき期間を同年8月22日まで延長するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域に、同年7月12日から、東京都を追加し、緊急事態措置を実施すべき区域を、東京都及び沖縄県の2都県とすることとした。

(8) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（令和3年7月30日発出）

令和3年7月30日に、緊急事態措置を実施すべき期間を同年8月31日まで延長するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域に、同月2日から、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の4府県を追加し、緊急事態措置を実施すべき区域を、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の6都府県とすることとした。

(9) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（令和3年8月17日発出）

令和3年8月17日に、緊急事態措置を実施すべき期間を同年9月12日まで延長するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域に、同年8月20日から、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の7府県を追加し、緊急事態措置を実施すべき区域を、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県の13都府県とすることとした。

(10) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和3年8月25日発出）

令和3年8月25日に、緊急事態措置を実施すべき区域に、同月27日から、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県の8道県を追加し、緊急事態措置を実施すべき区域を、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の21都道府県とすることとした。

(11) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（令和3年9月9日発出）

令和3年9月9日に、緊急事態措置を実施すべき期間を同月30日まで延長するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域を、同月13日から北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県の19都道府県とすることとした。

(12) 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了（令和3年9月28日発出）

令和3年9月28日に、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同月30日をもって、緊急事態を終了することとした。

第3 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況

1 第2回緊急事態宣言の実施状況

(1) 特定都道府県

各特定都道府県は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止等のため、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を実施した。各特定都道府県において、特措法の規定に基づき、実施した措置の内容は、以下のとおりである。

根拠条文 ^(注2) (特措法)	措置内容	実施都道府県	備考
第24条第1項	病床の確保の要請	大阪府 (計1府)	関係市町村等に対し、病床の確保を要請したもの
第24条第7項	都道府県の教育委員会に対する措置の求め	埼玉県 (計1県)	都道府県の教育委員会に対し、都道府県立学校の感染防止対策の徹底等を求めたもの
第24条第9項	催物の開催制限等の協力要請	全特定都道府県	主催者等に対し、規模要件等に沿った開催を要請したもの
第24条第9項	施設の使用制限等の協力要請	全特定都道府県	・飲食店に対し、営業時間の短縮を要請したもの ・飲食店等に対し、業種別ガイドラインの遵守を要請したもの
第24条第9項	その他の感染の防止に必要な協力要請等	栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県 (計7府県)	・マスク着用等の基本的な感染対策の実践を要請したもの ・在宅勤務の徹底等を要請したもの 等
第31条の2 第1項 ^(注3)	臨時の医療施設	千葉県、東京都、神奈川県 (計3都県)	病院等の医療施設が不足し、臨時の医療施設において医療を提供したもの
第45条第1項	外出の自粛等の協力要請	全特定都道府県	不要不急の外出・移動の自粛について協力要請を行ったもの
第45条第2項	施設の使用制限等の要請	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県 (計5都県)	飲食店に対し、営業時間の短縮を要請したもの
第45条第3項	施設の使用制限等の命令	東京都 (計1都)	飲食店に対し、営業時間の短縮を命令したもの
第52条第2項	水の安定的な供給	水道事業者等 ^(注4) である特定都道府県	都道府県行動計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給したものの

(2) 特定市町村

各特定市町村は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止等のため、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を実施した。各特定市町村において、特措法の規定に基づき、実施した措置の内容は、以下のとおりである。

根拠条文 ^(注2) (特措法)	措置内容	実施市町村	備考
第34条第1項	市町村対策本部の設置	全特定市町村 ^(注5)	
第52条第2項	水の安定的な供給	水道事業者等 ^(注4) である特定市町村	市町村行動計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給したもの

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

緊急事態措置を実施すべき区域に係る指定公共機関及び指定地方公共機関は、特措法第47条（医療等の確保）、第52条（電気及びガス並びに水の安定的な供給）、第53条（運送、通信及び郵便等の確保）及び第61条（通貨及び金融の安定）の規定に基づき、それぞれの業務計画で定めるところにより、業務を適切に実施するために必要な措置を講じた。

2 第3回緊急事態宣言の実施状況

(1) 特定都道府県

各特定都道府県は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止等のため、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を実施した。各特定都道府県において、特措法の規定に基づき、実施した措置の内容は、以下のとおりである。

根拠条文 (特措法)	措置内容	実施都道府県	備考
第24条第7項	都道府県の教育委員会に対する措置の求め	埼玉県 (計1県)	都道府県の教育委員会に対し、都道府県立学校の感染防止対策の徹底等を求めたもの
第24条第9項	催物の開催制限等の協力要請	全特定都道府県	事業者に対し人数上限等を制限するよう協力を求めたもの

第 24 条第 9 項	施設の使用制限等の協力要請	全特定都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設^(注 6)に対し、営業時間の短縮等を要請したもの ・事業者に対し、業種別ガイドラインの遵守を要請したもの等
第 24 条第 9 項	その他の感染の防止に必要な協力要請等	北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、岡山県、福岡県、沖縄県 (計 18 都道府県)	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用等の基本的な感染対策の実践を要請したもの ・在宅勤務の徹底等を要請したもの 等
第 31 条の 2 第 1 項 ^(注 3)	臨時の医療施設	北海道、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県 (計 16 都道府県)	病院等の医療施設が不足し、臨時の医療施設において医療を提供したもの
第 45 条第 1 項	外出の自粛等の協力要請	全特定都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請したもの ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛を要請したもの 等
第 45 条第 2 項	施設の使用制限等の要請	全特定都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対し、休業を要請したもの ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等以外の飲食店に対し、営業時間の短縮

			を要請したもの ・事業者に対し、感染の防止のための入場者の整理及び誘導等の各措置を要請したもの
第 45 条第 3 項	施設の使用制限等の命令	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県 (17 都府県)	・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対し、休業を命令したもの ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等以外の飲食店に対し、営業時間の短縮を命令したもの
第 45 条第 5 項	施設の使用制限等の命令等の公表	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県 (17 都府県)	特措法第 45 条第 3 項に基づく命令等を行った旨を公表したもの
第 52 条第 2 項	水の安定的な供給	水道事業者等 ^(注4) である特定都道府県	都道府県行動計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給したもの

(2) 特定市町村

各特定市町村は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止等のため、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を実施した。各特定市町村において、特措法の規定に基づき、実施した措置の内容は、以下のとおりである。

根拠条文 (特措法)	措置内容	実施市町村	備考
第 34 条第 1 項	市町村対策本部の設置	全特定市町村 ^(注5)	
第 52 条第 2 項	水の安定的な供給	水道事業者等 ^(注4) である特定市町村	市町村行動計画で定めるところにより、

			水を安定的かつ適切に供給したもの
--	--	--	------------------

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

緊急事態措置を実施すべき区域に係る指定公共機関及び指定地方公共機関は、特措法第 47 条（医療等の確保）、第 52 条（電気及びガス並びに水の安定的な供給）、第 53 条（運送、通信及び郵便等の確保）及び第 61 条（通貨及び金融の安定）の規定に基づき、それぞれの業務計画で定めるところにより、業務を適切に実施するために必要な措置を講じた。

(注 1) 新型コロナウイルス感染症とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号。以下「改正法」という。令和 3 年 2 月 13 日施行。）の施行前においては、改正法による改正前の特措法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。また、改正法の施行後においては、改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(注 2) 条項は、現行の条項。

(注 3) 改正法の施行前は特措法第 48 条第 1 項。

(注 4) 水道事業者等とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 5 項に規定する水道事業者、同項に規定する水道用水供給事業者及び工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 5 項に規定する工業用水道事業者をいう。

(注 5) 特措法第 34 条第 1 項により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村対策本部を設置しなければならないこととされているところ、令和 3 年 1 月 7 日の宣言発出時及び令和 3 年 4 月 23 日の宣言発出時ともに、市町村対策本部は特定市町村に限らず全国全ての市町村で設置されたことを確認した。

(注 6) 大規模集客施設とは、飲食店以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 11 条第 1 項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超える施設（生活必需物資の小売関係等を除く。）をいう。